

(消費税増税に関する FAQ・計算例資料)

■消費税対応についての FAQ

Q1：保守契約、サブスクリプション契約、レンタル契約で、契約期間が 2019 年 10 月 1 日をまたぐ契約ですが、既に一括してお支払いしている場合は追加請求の対象になりますか。

A1：サービス対象期間が 2019 年 10 月 1 日以降にかかる役務提供取引は、経過措置の適用がなく、改正後の税率 10%が適用されますので、10 月 1 日以降の対象期間に係る消費税差額 2%をご請求させていただきます。

消費税差額計算方法については、以下に記載しましたので、ご確認ください。

<補足説明>差額消費税ご請求の根拠

国税庁「平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A【基本的な考え方編】問 6（31 年施行日を含む 1 年間の役務提供を行う場合）を根拠とさせていただいております。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>

Q2：差額請求の契約が複数ある場合、請求はどの単位で行われるのでしょうか。

A2：請求先として登録させて頂いております御担当者様に対して郵送でお送りいたします。請求書には別紙として個別契約明細を同封させて頂く予定です。

■保守契約、サブスクリプション契約、レンタル契約の消費税差額計算方法
(例)

年間保守契約（税抜価格）：120,000 円

契約期間：2019 年 1 月 1 日~2019 年 12 月 31 日（12 ヶ月）

- ・2019 年 1 月 1 日~2019 年 9 月 30 日（9 ヶ月）：消費税率 8%
- ・2019 年 10 月 1 日~2019 年 12 月 31 日（3 ヶ月）：消費税率 10%

契約期間 1 年分の料金を既にお支払い頂いている場合の消費税差額

$$\begin{aligned} &= \text{年間保守金額 } 120,000 \text{ 円} / 12 \text{ ヶ月} \times \text{差額対象期間 } 3 \text{ ヶ月} \times \text{差額 } 2\% \\ &= 600 \text{ 円} \end{aligned}$$

改正消費税法に基づく料金：税込合計 130,200 円

・ 2019 年 1 月 1 日~2019 年 9 月 30 日： 90,000 円（消費税率 8%） = 税込 97,200 円

・ 2019 年 10 月 1 日~2019 年 12 月 31 日： 30,000 円（消費税率 10%） = 税込 33,000 円

既入金額： 120,000 円（消費税率 8%） = 税込 129,600 円

改正消費税法の施行に伴う差額請求額： 130,200 円 - 129,600 円 = 600 円

■保守バンドル製品の消費税差額計算方法

標準製品に含まれる初年度保守料金相当額および消費税差額分は以下の計算により算出いたします。

(例)

標準製品価格（税抜価格）： 920,000 円

契約期間： 2019 年 1 月 1 日~2019 年 12 月 31 日（12 ヶ月）

差額対象期間： 2019 年 10 月 1 日~2019 年 12 月 31 日（3 ヶ月）

初年度保守料金相当額

= 標準製品価格 920,000 円 × 15/115

= 120,000 円

消費税差額分

= 初年度保守料金相当額 120,000 円 / 12 ヶ月 × 差額対象期間 3 ヶ月 × 差額 2%

= 600 円

以上